

広島県告示第二百八十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十九年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十九年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字下の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、本郷町善入寺の一部、久井町江木の一部、八幡町籾の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
府中市	行滕の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
三次市	布野町横谷の一部、上志和地町の一部、甲奴町梶田の一部、南畑敷町の一部、君田町茂田の一部、吉舎町三玉の一部、糸井町の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
庄原市	東城町菅・川鳥の一部、東城町川鳥・保田の一部、総領町五箇の一部、総領町上領家の一部、東城町森の一部、東城町森・田黒の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
東広島市	西条町森近の一部、安芸津町木谷の一部、西条町田口・郷曾の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
廿日市市	津田字東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡原の一部、津田字下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・菅ノ原・柏・西条山の一部、津田字迫口・下内山・上内山・久保田・西河本・東河本・野地・林・西条山・百合野の一部、津田字沖横矢の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
安芸高田市	美土里町本郷の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日
北広島町	新庄の一部、大朝の一部、川井の一部、舞綱の一部	交付決定の日、 平成三〇年三月三十一日

大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
世羅町	重永の一部、田打の一部、青山の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
神石高原町	田頭の一部、上豊松の一部、安田の一部、草木の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日

二 数値情報化事業

大崎上島町	東野地区の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
廿日市市	津田字下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・筈ノ原・柏・西条山の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
庄原市	東城町森の一部、総領町上領家の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
広島市	湯来町大字伏谷の一部、湯来町大字麦谷の一部、	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
神石高原町	田頭の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

坂町	坂地区他の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
海田町	南つくも町地内他	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
府中町	大通三丁目の一部	交付決定の日 平成三〇年三月三十一日
調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間